

## Ⅸ 災害に強いまちづくり、被災地の一刻も早い復旧復興を

### 1. 気候危機に対して、防災計画を見直し、安全・安心まもる自治体をつくること

- (1) 自然災害から国民の生命、財産を守るために、国の責任において国と自治体の防災体制・災害救助体制の確立と連携・救急体制の強化を図ること。
- (2) 自然災害の想定を、最新の知見に基づいて引き上げ、地域防災計画・避難計画を策定すること。計画の見直しに当たっては、住民のいのちと安全、健康、暮らし、財産の被害を最小限にとどめ、高齢者、障害者、子ども等、社会的弱者の安全・安心確保を第一にすること。
- (3) 住民のいのち、暮らしを守るため、住民コミュニティの形成と公務・公共サービスを拡充すること。
- (4) 個人住宅の耐震化をすすめるため、耐震化助成を制度化するとともに、低利の融資制度をつくること。学校、保育所、集会所など、公共施設の耐震化をすすめるとともに、避難所となる公共施設の耐震化を、国が責任をもって推進すること。
- (5) 気候危機に対応するよう河川整備計画を早急に立て、優先順位をつけて速やかに完了すること。堤防強化や河川の浚渫、河川整備の強化、調整池・遊水池などの整備、浸水地域からの移転など流域治水をすすめること。
- (6) 被災地への人員派遣については、職員・家族の健康等への配慮、長時間労働とならないような労働時間の管理、賃金不払い防止等々、自治体が適切な対応がおこなえるよう、国として必要な財政措置、制度・施策の充実をはかること。

### 2. 災害被災地の復旧復興を住民本位ですすめること

- (1) 災害被災地の復旧復興は、被災者の生活と生業の再建、地元の中小業者、農林水産業者の経営再建を第一に行うこと。
- (2) 住宅再建をはじめとした居住環境を抜本的に改善し、被災者が早急に仮設住宅から移住できるようにすること
- (3) 被災地における生業再建、雇用確保と地域経済の再生を図ること
- (4) 被災者の医療、介護、生活支援の拡充を図ること。
- (5) 被災した鉄道は、地元負担を押し付けることなく、国の全面的な支援により早期に復旧させること。
- (6) 教育・医療・社会福祉施設を住民本位で復興すること。
- (7) 復旧復興に全力をあげる自治体・公務公共関係労働者の健康をまもり、必要な人員を確保すること。

### 3. 消防職員とともにすすめる要求実現と安全・安心のまちづくりを

- (1) 消防の広域化を押し付けず、消防力の充実・強化を図ること。
- (2) 消防職員に団結権を含む労働基本権を保障すること。